

〈改定案〉

鳥取県の「教育に関する大綱」

(令和 3 年度改定版)

令 和 元 年 7 月

鳥 取 県

はじめに

本県では、平成24年3月の知事と教育委員会による「教育振興協約」の締結や、平成25年5月の知事、教育委員会、民間委員による「教育協働会議」の設置など、教育行政に民意を反映させた本県独自の教育改革を進めてきました。

平成26年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下、「地教育法」という。）の改正に伴い、平成27年度から各地方公共団体の長には、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標（めざす姿）や施策の根本となる方針を明らかにするための「教育に関する大綱」（以下、「大綱」という。）の策定が求められることになりました。

平成27年7月、これまでの「教育振興協約」を継承していく認識のもと、「鳥取県教育振興基本計画」を基本として、本県教育の中期的な取組方針や毎年度の重点的な取組施策、指標を定めた鳥取県の大綱を策定し、毎年度PDCAサイクルを回しながら施策の推進を図ってきました。

この度、少子化や若者の県外流出など社会状況の変化をはじめ、学力の伸び悩み、学習指導要領の改訂や高大接続改革への対応、今後の県立高等学校の在り方など、本県教育の現状や課題等を踏まえ、大綱の改訂を行いました。知事部局、教育委員会、学校現場及び地域が一丸となって、鳥取県の子どもたちの未来のための教育施策を効果的かつ着実に進めていきます。

1 学ぶ意欲を高める学校教育の推進

～全国に誇れる学力を目指す学びの質の向上～

全国学力・学習状況調査の結果によると、平成29年度以降、複数の教科で全国平均を下回っており、子どもたちの基礎・基本の定着や学習意欲の向上、また授業以外での学習時間の確保等が課題となっています。

また、技術革新やグローバル化が進展する中、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現に向け、社会における新たな価値の創造を牽引できる人財、国際的視野を持ち、多様な価値観に対応できる柔軟性を備えた人財を育成する必要があります。

このため、少人数学級の取組や幼児期から高等学校までの連続した鳥取ならではのきめ細やかな教育を推進するとともに、地域ごとの課題に応じた学力向上対策をはじめ、エキスパート教員を活用した教員の授業力・指導力向上、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改革のさらなる推進、カリキュラム・マネジメントの確立による学校教育の改善・充実など、確かな学力の定着や学ぶ意欲を高めるための取組を進めていきます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中、子どもたちの「学びを止めない」体制を整備するとともに、「GIGAスクール構想」の実現に向けた新しい「とっとりの学び」の構築や子どもたちのプログラミング的思考の育成、小・中・高等学校を通じた英語教育、大学入学者選抜への確実な対応、科学・ものづくり教育など、未来を担う子どもたちの能力を育む学校教育の充実を図ります。加えて、学習機会の充実のための土曜授業等の実施、心豊かな成長を促す読書環境づくりなど、子どもたちの学びの質の向上に取り組みます。また、少子化の進行により、中山間地域の県立高等学校では、定員を充足しない学校もあり、将来的に学校の存続が危うくなることも考えられます。

このため、今後の県立高等学校の在り方について、分校化や学校再編、新たな学科の設置などを含め、子どもの未来を拓く特色ある学校づくりに向けた抜本的な検討を行うとともに、すべての高等学校が学校改革を進め、生徒や保護者、地域等のニーズに応える魅力ある学校づくりに取り組み、併せて県外からの生徒の受け入れを積極的に推進します。

2 「ふるさと鳥取」を支える「人財」の育成 ～郷土への愛着と誇りを醸成するふるさと教育の推進～

出生数の減少に加え、都市圏等への若者の転出超過の拡大により、2040年には本県人口は47.2万人になると推計され、また15歳未満の年少人口も2015年から2万人減の5.4万人になると見込まれています（平成30年3月公表 国立社会保障・人口問題研究所）。また、社会や地域への関心が低い子どもたちも増えており、持続可能で活力ある社会をつくるためには、地域と連携した「ふるさと鳥取」を支える「人財」の育成が急務となっています。

このため、自然、歴史文化、人物など地域の良さを学び、郷土への愛着と誇りを醸成する学習を幼児期・小・中・高一貫して体系的に行うとともに、体験・探究活動を通して、「生きる力」を身に付け、子どもたちが生まれ育った地域に貢献しようとする意欲を養う「ふるさとキャリア教育」を推進していきます。

さらに、コミュニティ・スクールなどの取組を通して、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもを育てる体制づくりを推進するとともに、保護者への学習機会の提供や相談支援体制の整備などにより家庭教育の充実を図ります。併せて、放課後子供教室や地域住民による教育支援活動など地域学校協働活動の推進、図書館・博物館などの社会教育施設の機能充実も含めた生涯学習環境の充実などにより、社会全体の教育力を高めていきます。

また、地域ニーズに対応できる人財の育成を目指して企業等と連携した職場体験、インターンシップの充実や、本県出身の学生に県内の魅力ある企業情報を確実に届ける取組などを進めます。

3 時代や社会の変化に対応できる教育環境の充実

～時代の変化に対応し、安全・安心に学べる教育環境づくり～

いじめ、不登校、暴力行為が増加傾向にある中、発達段階や生活環境の変化などの様々な状況に応じた適切な支援が求められています。

また、子どもがのびのびと学ぶためには、安全・安心な学習・生活環境を整える必要があります。

このため、学校と家庭、地域、関係機関が一丸となっていじめ防止に総合的に取り組むとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携による学校における教育相談体制のさらなる充実など不登校児童生徒への効果的な支援を行います。

そして、子どもの居場所づくり、多様な学びの機会の確保、外国人児童生徒への教育支援、児童虐待の学校での早期発見など、安心して学べる教育環境づくりを推進します。

また、登下校時の安全確保や新型コロナウイルス感染症対策も含めた学校施設等の安全安心な環境整備を行うとともに、学校の防災力強化や防災教育の充実、健康教育や情報モラル教育の推進など、子どもたちの命や安全を守る取組を進めます。

併せて、教職員が子どもたち一人一人の指導に専念できる環境を整備するため、学校現場における働き方改革を進め、教職員の多忙解消・負担軽減を図ります。

加えて、政治や選挙に対する関心を高め主体的に社会に参画する力を育成する主権者教育、成人年齢引き下げを見据えた消費者教育の推進など、社会の一員としての自覚と責任を促します。

4 一人一人のニーズに対応した特別支援教育の充実 ～個々の障がいの種類や程度に応じた教育の提供～

現在、県内の公立特別支援学校には、約700人の幼児児童生徒が在籍しているほか、県内の公立小・中学校の特別支援学級や通級指導教室で指導を受けている児童生徒は約2,000人に上り、特別な教育的支援を必要とする子どもたちは年々増えている状況にあります。

障がいのある子どもたちが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、輝ける存在として社会でいきいきと暮らしていくためには、一人一人のニーズに対応した教育を進めていくとともに、幼い頃から障がいに対する理解を深め、共生の心を育む地域づくりを進めていくことが重要です。

このため、障がいの早期発見と相談支援の充実を図り、就学前から高校卒業後まで切れ目ない教育を推進するとともに、在学中から学校と労働、福祉等関係機関との連携を強め、適切な就学先決定、就労支援と職場定着に取り組むほか、タブレット端末やデジタル化教材をはじめとしたICT機器等を活用した学習機会の確保や医療的ケアの必要な児童生徒への支援体制の充実など、個別の教育的ニーズに的確に応える教育環境づくりを進めます。

また、特別支援学校がその専門性を基盤として、地域の特別支援教育拠点としての役割を担えるよう、教育相談や研修機能の充実を図ります。

加えて、子どもたちへの手話普及や教職員の手話技術の向上、手話を通じた地域交流の促進など、小・中・高等学校等での手話学習の充実に取り組むとともに、県民へのろう者及び手話への理解・啓発を進めます。

5 スポーツ・文化芸術の振興

～スポーツ・文化芸術に親しむ環境づくり、「人財」育成～

運動・スポーツは、子どもたちの体力を向上させ、豊かな心と健やかな体を育む基礎となります。本県出身選手の世界や全国の舞台での活躍は、子どもたちに夢や希望をもたらし、明るく豊かで活力に満ちた社会を創造します。

また、子どもたちが、本県の先人たちが育んだ伝統と個性のある文化芸術に触れ、地域への理解と絆を深めることは、郷土を愛し、豊かな人間性を持った人財の育成につながります。

このため、幼年期から楽しく体を動かす機会を確保し、運動（遊び）が日常的に定着し習慣化されるよう、ライフステージに応じた運動機会の確保・充実、必要な環境整備を図るとともに、少子化に対応した運動部活動の在り方の検討、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会やその後を見据えた選手の育成に取り組みます。また、障がい者スポーツ拠点の整備など、障がいの特性や程度に応じたスポーツを行う機会の確保等の取組を通して、誰もがスポーツを楽しむことができる環境づくりを進めます。

さらに、子どもたちが多彩な文化芸術に親しむ環境づくりを進めるとともに、障がいの有無に関わらず、文化芸術活動を通していきいきと活躍できる場の充実を図るほか、子どもたちが県民の財産である文化財や伝統文化を学び、接する機会を創出するなど、次世代への継承にも取り組みます。

加えて、県立美術館の整備に向けた取組を学校教育や県立博物館等との連携を図りながら着実に進めます。

第二編 令和3年度重点取組施策

1 学ぶ意欲を高める学校教育の推進 ～全国に誇れる学力を目指す学びの質の向上～

① 県立高等学校の在り方検討

各校が取り組むべき重点事項を定め、学力向上や資格取得の促進、地域や企業等と連携した教育活動の実施や、国際バカロレア教育の導入など、教育委員会・各校・地域が連携して全国からも注目されるような県立高等学校の魅力化や特色づくりに取り組み、生徒・保護者が「行きたい、行かせたい」、また地域からも支援される学校づくりを進めます。

併せて、県立高校の県内外への情報発信の充実、大都市圏での県外生徒の募集活動、受入環境の整備など、県外から生徒を受け入れるための取組を推進します。

また、これまで「今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針（平成31年度～令和7年度）」（平成28年策定）に従って生徒数の減少に対応してきましたが、今後も続く児童生徒数の減少等を見据え、教育審議会に諮問した令和8年度以降の県立高等学校の在り方について、分校化や学校再編、新たな学科の設置などを含め、子どもの未来を拓く特色ある学校づくりに向けた抜本的な検討を進めます。

② 幼保小連携や小・中・高等学校における連続性のある教育の推進

「鳥取県幼児教育振興プログラム（第2次改訂版）」に定める鳥取県が目指す幼児の姿「遊びきる子ども」の育成に向け、豊かな自然を活かしながら、主体的な遊びを中心とした幼児教育の充実に取り組むとともに、小学校教育との連携による円滑な接続等を図ることを目指し、「幼保小接続ハンドブック」などを幼稚園・保育所・認定こども園・小学校等における教職員の指導力向上の研修等に活用し、幼保小連携・接続の取組を推進します。

また、幼児教育の推進体制を強化するために設置した「幼児教育センター」において研修の充実、市町村の体制整備など、幼児教育の充実に取り組めます。

さらに、幼保小を繋ぐ接続カリキュラムの編成や研修体制の整備など、これまで取り組んできた成果を活かして小・中・高を見通した学習内容の定着と応用力を伸ばす教科指導体制の全県への普及に取り組めます。

③ 授業改革の推進

新学習指導要領の順次全面実施に向け、思考力、判断力、表現力を一層高める必要があることから、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の実現に向けた授業改革や探究活動の充実、さらに、バランスの取れた英語4技能の育成に資する取組を進めます。そのためにも、教員の授業デザイン力を高めるとともに、地域の魅力を生かした特色ある授業や探究活動を推進します。

さらに、子どもたちが身に付けるべき資質・能力を育成するため、地域や地元産業界と連携して教科等横断的な視点でカリキュラムを組み立て、学校全体で組織的・計画的に指導改善を進めるなど、カリキュラム・マネジメントの確立によって、学校における教育活動の質の向上を図ります。

④ 学力向上策の推進

全国学力・学習状況調査から明らかになった学力課題の解決に向けて策定された、「鳥取県学力向上推進プラン」を踏まえ、戦略的、短期・中長期的な視点から、学校への訪問指導や授業改善の推進に向けた重点項目の徹底などの学力向上施策を実施します。

また、圏域ごとの学力課題解決に向けて、市町村教育委員会と連携して、知識や技能等を実生活の様々な場面で活用する力の向上に向けた授業改善や小学校算数単元到達度評価問題の実施、教員対象の研修会の実施などに取り組み、その成果を全県に普及します。

さらに、家庭学習の質の向上に向けた好事例をまとめた実践事例集を作成して学校に周知するとともに、好事例を実際の指導に役立てるために教員を対象とする研修会を実施するなど、「家庭学習の質の向上」に取り組めます。

加えて、特に本県の課題である算数・数学の学力向上に向け、全国学力・学習状況調査の分析に基づいた授業改善や学校へのアドバイザー派遣など、教員の授業力向上に取り組むとともに、児童生徒一人一人の学力の伸びや学習状況を把握し、教育施策の検証や授業改善の推進に生かすために、令和2年度からモデル的に実施している鳥取県独自の学力・学習状況調査の横展開を図ります。

⑤ ICT活用教育の推進

Society5.0時代を担う子どもたちのために、国の「GIGAスクール構想」により、今後、県内全小中学校に、児童生徒一人一台端末と高速大容量ネットワークが整備されることを受け、民間企業等と連携しながら、従来の学習方法にICT活用を加えた新しい「とっとりの学び」を構築するとともに、全県で集中的・総合的に「学び方改革」を推進します。

また、「GIGAスクール構想」の実現に向けた学びの質的転換に合わせ、情報活用能力を育成するとともに、一人一人のニーズや理解度に応じた個別最適化された学びや、交流学习や他地域との遠隔授業などの協働的な学びを推進していくため、教員研修や学校教育支援サイト等による教員のICT活用指導力の向上や小学校から高校まで県下共通の学習ツール活用による一貫した取組を進めます。

さらに、小学校では、情報活用能力や論理的思考力等を育むためのプログラミング教育の視点を取り入れた授業や取組を推進し、高等学校においては、機種を指定した自己所有端末の使用(BYAD)により「主体的・対話的で深い学び」を促進します。

今後、令和2年度に策定した「鳥取県学校教育情報化推進計画(仮称)」に基づき、具体的な施策を計画的かつ総合的に取り組みます。

⑥ 教員の指導力の向上

教員の大量退職・大量採用の中、教員の資質向上に関する指標及び教員研修計画に基づき、若手教員の育成やミドルリーダーの育成に取り組むとともに、新たにエキスパート教員を認定し、エキスパート教員の授業公開及び授業映像の配信・共有等を通じて、教員が互いに学び、指導力を向上させる仕組みを構築します。

加えて、私立中学校・高等学校における教員研修、教育研究等の取組について支援を行います。

⑦ グローバル化に対応した英語教育の推進

新学習指導要領の順次全面実施に対応するとともに、児童が英語により慣れ親しみ、生徒の英語による発信力やコミュニケーション能力の強化を図るため、「小・中・高一貫した学び」を重視した英語教育を推進します。

また、小学校英語専科加配教員の活用や外部講師による実践的な指導法研修などの取組により、教員の指導力向上を図ります。

加えて、中・高等学校において、外部試験を活用して、生徒の英語力定着度を把握し、より効果的な指導方法を分析し普及させることで、生徒の英語力の強化を図ります。

さらに、児童生徒の、異文化の多様性を理解し尊重する姿勢・態度を育成し、英語によるコミュニケーション能力を高めるため、海外留学・海外体験への支援、海外高等教育機関と連携した取組や、英語キャンプの活動などを通じて英語を実践的に使う機会の充実や創出に努めます。

⑧ 科学・ものづくり教育の推進

「科学の甲子園ジュニア」等の全国大会への出場権をかけた科学の競技会、「とっとりサイエンスワールド」や科学実験教室の開催などにより理数系分野の学習意欲の一層の向上や科学にふれる機会を提供するとともに、教員の理数教科の指導力の向上に取り組みます。

また、中・高生向けの研修など産学官協働で取り組むものづくり教育や「高校生ものづくりコンテスト全国大会」等の各種競技会への参加などの実践活動を支援します。

さらに、児童生徒の創造力やチャレンジ精神、ものづくりへの技術を高めることで、創造する学びを今後の人生や社会に活かす力と人間性を涵養するとともに、地域の産業力を高めるため、産学官が連携した知財創造教育を推進します。

⑨ 学ぶ意欲が高まる教育の推進

創造力とチャレンジ精神を持った高校生の主体的な企画、活動への支援等を通じて、学習意欲や起業・創業など夢の実現に向けた意欲を高めるための仕掛けづくりに取り組みます。

⑩ 土曜授業等の取組の推進

高等学校において、生徒の学びの深化や、コミュニケーション能力の向上を図るとともに、生徒の社会への主体的な参画意識を向上させるため、体験的活動や専門家から直接指導を受けるなど、土曜日等を活用した取組を進めます。

また、児童生徒の土曜日等の教育環境の充実に取り組むすべての市町村や私立中学校を支援するなど、全県的に取組を推進します。

<指標>

指標項目	指標
全国学力・学習状況調査結果の各教科の県の平均	全学年全教科で全国平均を上回る
全国学力・学習状況調査結果に係るその他の指標	
各教科の最上位層(A～Dの4段階のA層)の割合	全学年全教科で全国の割合を上回る
各教科の最下位層(A～Dの4段階のD層)の割合	全学年全教科で全国の割合を下回る
学校の授業が分かる児童生徒の割合	小学校国語85%、小学校算数82% 中学校国語75%、中学校数学70%
県立高校（全日制課程）の定員に対する入学者数の割合	全ての高校で70%を上回る
高校卒業後の進路決定率	100%
県内高卒者の大学等進学率	45.0%
難関国公立大学の合格者数	120人
英検準1級以上等の英語力を有する英語科教員の割合	中学校65%、高校97%
英検準2級程度以上の英語力を有する高校生の割合	50%
教員の児童生徒へのICT活用指導力の割合	全国平均を上回る
「身に付けた知識・技能や経験を、生活の中で活用できないか考える」児童生徒の割合	小学校70%、中学校50%
「学校の授業は、内容がわかりやすく、勉強することの充実感を感じる」高校生の割合	75%
「読書が好きである」児童生徒の割合	小学校77%、中学校75%、高校70%
「自分にはよいところがある」と思う児童生徒の割合	小学校85%、中学校85%

2 「ふるさと鳥取」を支える「人財」の育成 ～郷土への愛着と誇りを醸成するふるさと教育の推進～

① 学校、家庭、地域の連携・協働の推進

子どもたちの健やかな成長を育むため、学校支援ボランティアの活躍や放課後子供教室等の取組の充実に加えて、地域住民等のより一層の参画を図ります。

また、学校休業日や放課後等を活用し、学校、家庭、地域（個人・団体・企業）が連携、協働して子どもを育てるため、全ての小中学校区に地域学校協働本部を設置し地域学校協働活動を推進します。

加えて、新学習指導要領の中核となる「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、コミュニティ・スクールの導入促進を図ります。

さらに、「鳥取県家庭教育推進協力企業制度」を県内企業等に周知し、協力企業を増やすなど、ワーク・ライフ・バランスを推進することで、社会全体で家庭教育を支援し、子育てしやすい環境づくりを進めます。

また、県立学校のそれぞれの特色を生かしたコミュニティ・スクールの全校導入に向けた取組を推進します。

② ふるさとキャリア教育の推進

ふるさと鳥取に愛着と誇りを持ち、郷土を支える人財の育成のため、「美しい星空をはじめとした豊かな自然に触れる機会」や「地域の大人と語り合い多様な価値観に触れる機会」を提供し、ふるさとの良さを感じる体験活動の充実を図るとともに、保護者への情報発信や教員、保護者を対象とした県内企業見学会の実施、企業と連携したインターンシップや地域で活躍している企業人による講話、県内での修学旅行等、幼児期から高等学校までの各段階に応じたふるさとキャリア教育に取り組みます。

さらに、小学校から高等学校までを通じたふるさとキャリア教育の学びを蓄積する「キャリア・パスポート」を活用し、ふるさとキャリア教育の学びを繋いでいくとともに、その効果的な活用方法の研究・実践や、教員への研修など、小学校から高等学校までの系統的なふるさとキャリア教育に取り組みます。

また、農林水産業を学ぶ高校生の県内就業を促進するため、本県独自の「スーパー農林水産業士」の技術認証制度を活用して長期インターンシップに取り組むなど、農林水産分野における本県の将来を担う若き担い手を育成します。

併せて、令和元年度に策定した「鳥取県文化財保存活用大綱」を踏まえて、文化財の活用を促進するため、無形文化財保持者の指導による伝統文化の体験やむきばんだ史跡公園等における古代体験を通じ、いにしえの人々の暮らしぶりを知る機会の提供をつくるなどのふるさとキャリア教育を実践します。

③ 家庭教育の充実

基本的な生活習慣の確立や自己肯定感、規範意識等、子どもたちの豊かな心と体を育てていくため、市町村と協力しながら、PTAや地域での保護者の交流や家庭教育支援員等による支援を行うなど、家庭における教育力の向上を促進するとともに、訪問型家庭教育支援をはじめとする「届ける家庭教育支援」の充実を図ります。

さらに、家庭教育アドバイザーや「とっとり子育て・親育ちプログラム」ファシリテータの派遣、啓発リーフレットの作成・配布など、家庭教育に関する学習機会や情報の提供、相談対応の体制を充実するとともに、県内企業と協定を締結し、家庭教育の充実に向けた職場環境づくりを進めます。

④ 社会教育の推進

学びの場を拠点とした地域のつながりや多世代間交流を深め、連携・協働して地域の教育力を高めるとともに子どもを守り育てるため、地域の核となる人材として公民館の職員をはじめとする社会教育関係者の資質向上を図り、地域の活性化や地域学校協働活動を積極的に進める等、社会教育の充実に取り組みます。

⑤ 自然体験活動等の推進

子どもたちの豊かな人間性や社会性及びふるさと鳥取への愛着と誇りを育むため、学校や関係機関等と連携した青少年社会教育施設での自然体験活動、集団宿泊体験や鳥取県の美しい星空環境を活かした体験活動の実施等を推進するとともに、家庭環境等に困難を抱える子どもたちに体験格差が生じないように、自然体験活動を支援します。

⑥ 県内企業情報の確実な提供

Uターン就職を視野に入れた幅広い職業選択ができるよう、高等学校卒業前の生徒や保護者等に対し、鳥取県内の就職に関する情報及び地域との関わりを継続するための情報を提供するスマートフォンアプリ「とりふる」の登録を働きかけるとともに、オンラインや冊子など様々なツールを使って高校生、大学生に対して鳥取県の魅力ある企業情報を発信します。

<指標>

指標項目	指標
コミュニティ・スクールを導入している学校の割合	65%
県外大学進学者の県内就職率（県出身者が多い大学）	37%
「家で、自分で計画を立てて勉強している」児童生徒の割合	小学校70%、中学校55%、高校50%

「難しいことでも失敗を恐れないで挑戦している」児童生徒の割合	小学校80%、中学校75%、高校64%
「将来の夢や目標を持っている」児童生徒の割合	小学校90%、中学校75%、高校80%
「自分の進路を実現するために、目標に向かって努力している」高校生の割合	70%
「地域の行事に参加している」児童生徒の割合	小学校85%、中学校55%、高校50%
地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある児童生徒の割合	小学校48%、中学校40%
「将来は今住んでいる地域や鳥取県で働きたい」高校生の割合	60%
児童生徒に対し、前年度に、教科等の指導に当たって、地域や社会で起こっている問題や出来事を学習の題材として取り扱った学校の割合	小学校85%、中学校80%

3 時代や社会の変化に対応できる教育環境の充実 ～時代の変化に対応し、安全・安心に学べる教育環境づくり～

① いじめ防止等への取組の充実

SNS等を活用したいじめの通報・相談システムの活用など、いじめの早期発見・未然防止の取組を進めるとともに、「鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会」を開催し、いじめ・不登校対策に係る機関・団体の連携を図ります。

また、学校・家庭・地域が一丸となって取り組むための人権教育プログラムの普及など、新型コロナウイルス感染症を含む現代的・社会的課題に対応した人権意識を高める教育にも取り組みます。

そして、市町村教育委員会や各学校において、いじめ発覚の初期段階から適切な対応が行われるようにするため、令和元年度に策定した「鳥取県いじめ対応マニュアル」を活用した研修会等を開催し、対応力の向上を図ります。

加えて、いじめに関する校内研修が充実するよう、生徒指導担当等を対象にした悉皆の研修や、いじめに係る初動対応についての研修用の動画資料の学校教育支援サイトへの掲載を行います。

さらに、高等学校不登校生徒、中学校卒業後及び高等学校中途退学者で進学や就労していない者の学校復帰や就労等を促進するため、教育支援センターにおいて、市町村や医療、福祉、就労等の関係機関と連携しながら、アウトリーチ（訪問）型も含めた支援を行うとともに、中学校卒業時や高等学校等中途退学時に進路が決まっていない者については、保護者の同意の下、市町村と情報共有化を図り、学校教育からの切れ目のない支援が行き届く体制を構築します。

児童虐待については、令和元年度に策定した「虐待対応マニュアル」を活用し、学校における対応力の強化を図ります。

② 安心して学べる学校体制の構築

不登校や特別な支援を必要とする子どもたちへの効果的な支援に向けて、学校や関係機関等が有するノウハウの共有等により、教職員の対応力の向上に取り組みます。

また、貧困等複雑な背景のある子どもたちを支援するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの配置を進めるとともに、「教育相談体制充実のための手引き」に基づき、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携による学校における教育相談体制のさらなる充実に取り組むとともに、令和2年8月に作成した「不登校の理解と児童生徒支援のためのガイドブック『あしたも、笑顔で』」を活用した研修等を行うことで、各学校において、不登校の未然防止や児童生徒理解に基づいた支援が行われるように取り組むなど不登校及び生徒指導上の課題等に対する学校全体の対応力の強化を図ります。

併せて、教室での学習や集団での生活が苦手な児童生徒に対する「校内サポート教室」や安心して過ごせる居場所の確保、子どもの自己肯定感の醸成に係る取組などを進めるとともに、保護者向け等の相談窓口を設置するなどの支援を行います。

さらに、小・中学校における日本語指導の支援者や母語支援員の活用による指導体制の構築などを進め、外国人児童生徒等に対する日本語指導を含む教育の充実を図ります。

18歳未満の子どもが家族の介護や世話をすることで自らの成長や教育に影響を及ぼしてい

るヤングケアラーについては、早期発見・早期支援に繋げるため、教員等を対象とした講習会の開催や、相談窓口の設置及び周知等に取り組みます。

③ 多様な学びの機会の確保

家庭での学習が困難であったり、学習が遅れがちな中学生等に対して、地域未来塾など学習環境を整備する市町村を支援します。

また、不登校児童生徒に対する学びの機会の確保に向けて、ICTを活用した自宅学習支援のさらなる取組の充実を図ります。

併せて、「フリースクール」への運営費支援や市町村と連携して取り組むフリースクール等に通う児童生徒の通所費用や交通費等の支援、夜間中学等の設置に向けた検討など、不登校等の児童生徒に対する多様な学びの場の確保に向けた取組を進めます。

④ 子どもが成長する安全・安心な居場所づくり

低所得世帯やひとり親家庭など困難な家庭環境にある子どもたちが、社会性を身につけ、自己肯定感を高めていけるよう、夜間や休日に、地域の大人や友達と一緒に食事や勉強などの体験活動を通じて学ぶ、子どもの居場所づくりを支援します。

⑤ 電子メディア機器との適切な接し方の教育啓発の推進

児童生徒の健全な成長が損なわれることのないよう、保護者や地域住民が行う学習への講師派遣を行うとともに、乳幼児期からの電子メディア機器との適切な接し方について教育啓発を行います。

また、学校や家庭でのICT環境が急速に進展する中、児童生徒参加型の話合いやフォーラムをPTAと連携して実施するとともに、子ども・保護者・学校で子どもの自撮りを初めとするSNSに起因する犯罪の当事者にならない、有害図書類・玩具刃物類のネット販売を利用させない等、青少年健全育成条例の改正を踏まえた課題やルール等を共有できる教材の配布など、SNSに起因する犯罪被害に遭わないようにすることも含め、児童生徒が電子メディア機器との適切な接し方を身に付けられるよう情報モラル教育の充実に取り組みます。

併せて、全国的にも子どもたちのインターネット依存が深刻化していることから、予防のための事業に取り組みます。

⑥ 学校における働き方改革

教職員が一人一人の児童生徒の指導に専念できる環境を整えるため、労働関係法令に加え、公立学校に関する「教職員の勤務時間の上限に関する方針」の遵守に向けた取組を推進するとともに、会議運営の効率化や校務分掌の再編などの各学校における学校業務カイゼン活動の実施と、授業準備等をサポートするスタッフや部活動指導員の増員、教科担任制の導入、部活動休養日の適切な設定、ICT活用の推進や校務支援システムの活用等により、教職員の多忙解消と負担軽減に向けた取組を推進します。

また、私立中学校・高等学校における教員の負担軽減のため、多様な専門スタッフや外部人材の活用等を支援します。

⑦ 安全教育の推進

登下校時や校内における事件や事故等から児童生徒を守るため、児童生徒への防犯教室、避難訓練及び教職員への研修会などを通して、学校の危機管理体制の強化を図るとともに、交通安全教室の実施や自転車利用時の自転車用ヘルメットの着用等の安全対策など、児童生徒への交通安全教育の充実を図ります。その中で、子どもたちが交通ルールを守る規範意識をはじめ、自分で自分の命を守るために周囲の状況に応じて危険を予測し適切に判断する力を身に付けていくような取組を推進します。

また、家庭、地域及び関係機関との連携による通学路における見守り体制の強化や危険箇所の点検をはじめとした地域ぐるみの安全対策を促進します。

⑧ 地域との連携による学校の防災力強化

鳥取県中部地震や全国で多発する自然災害等の教訓を活かし、実践的な命を守ることでできる避難訓練の実施や子どもたちが地域の一員として行動できるよう学校における防災教育のより一層の充実を図ります。

また、地域の避難所となる学校施設について、避難者の受入機能の充実強化にも資するよう、老朽施設の整備やトイレの洋式化・多目的化、無線LAN設備等の環境改善を図るとともに、学校と地域が連携した避難訓練、外部講師を呼んだ防災教室など、地域や市町村と連携した取組を

進めます。

⑨ 学校施設等の安全安心な環境整備

学校施設の耐久性、機能・性能の向上を図る長寿命化計画策定を進めるとともに、児童生徒が授業に集中し、学校生活を快適に過ごせるようにするため、空調設備の更新やトイレの洋式化を進めます。

さらに、新型コロナウイルス感染症等の対策として、学校施設の改修や保健衛生用品等を整備するとともに、密を防ぐために通学バスを増便します。

また、私立中学校・高等学校における老朽化施設設備の大規模修繕等の取組を支援します。

⑩ 主権者教育の推進

選挙権年齢の18歳以上への引き下げに伴い、小・中・高等学校のそれぞれの段階において、教科における指導のほか、地方議会見学、中学生議会や模擬投票への参加等の実践的な活動など、主権者教育の取組を推進します。

⑪ 消費者教育の推進

令和4年度からの成年年齢の引き下げに伴い、子どもたちが消費者被害に巻き込まれないよう、消費生活センターと連携した研修を行ったり、消費生活センター、県弁護士会と連携した出前授業を全高等学校で行ったりすることにより、高等学校における金融や消費生活等に関する教育を推進します。

また、現在及び将来の環境や人・社会に配慮した持続可能な社会の構築を意識したエシカル消費の実践を推進するため、具体的な行動に結びつく普及啓発に取り組みます。

⑫ 健康教育、食育及び規則正しい生活習慣の推進

学校、家庭、地域及び関係機関と連携し、性に関する指導、がん教育、薬物乱用防止教育、新型コロナウイルス感染症を含む感染症予防に関する教育などの健康教育の充実を図ります。

また、学校と家庭が連携した食育の取組を推進するとともに、十分な睡眠や食事、規則正しい生活リズムなど、望ましい生活習慣の形成に向けた啓発に取り組みます。

⑬ 県民の期待と信頼に応える教育現場の実現

責任感と誇りを持った教職員を育成し、教育現場でのコンプライアンスの一層の確立に努めます。また、教職員一人一人が十分に能力を発揮し、職務を果たすことができるように、働きやすい職場環境づくりを進めます。

⑭ 通学費支援の推進

県内高校等に遠距離通学する生徒の通学費用を負担する市町村を支援し、子育て世帯の経済的負担軽減及び子どもたちが希望する学びを諦めることがないよう支援を行います。

<指標>

指標項目	指標
「いじめが解消しているもの」の割合	95%
不登校の出現率	小学校0.4%、中学校2.5%、高校1.2%
不登校児童生徒への支援の結果、登校する又はできるようになった児童生徒及び変容が見られるようになった児童生徒の割合	75%
高校非卒業率	全国平均を下回る
生活保護世帯の子どもの高校卒業後の進路決定率	100%
生活保護世帯の子どもの中学校卒業後の進路決定率	100%
教職員の一人当たり平均時間外業務時間数の削減率	改定予定

教職員の年次有給休暇取得日数（夏季休暇を含む）	年間17日以上（全校種共通）
高等学校での消費者教育の実施	全ての県内高校

4 一人一人のニーズに対応した特別支援教育の充実 ～個々の障がいの種類や程度に応じた教育の提供～

① 障がい児への支援体制の充実

障がいのある幼児児童生徒への就学前から就労に至るまで切れ目ない教育を推進するとともに、学校と労働、福祉等の関係機関との連携を深め、適切な相談支援、発達支援、就労支援を行うなど支援体制の充実を図ります。

また、外部専門家を配置することにより、特別支援学校の専門性を強化するなど、地域の特別支援教育拠点としての役割の充実を図ります。

さらに、病気療養児の学習保障と円滑な学校復帰を進めるため、ICT機器やロボットを活用した遠隔教育に取り組みます。

なお、近年の発達障がいのある幼児児童生徒の増加等に伴い、小中高等学校において特別支援教育を必要とする児童生徒が増加している現状や、特別支援学校における障がいの重度・重複化、高度な医療的ケアの必要性の増加等を踏まえ、今後の本県の特別支援教育の在り方について検討を進めます。

② 発達障がいのある児童生徒への支援の充実

増加する発達障がいのある児童生徒に対応するため、校内支援体制の充実を図るとともにLD等専門員や通級指導教室担当者の養成、発達障がい教育拠点のコーディネーターやLD等専門員による教育相談の実施など、早期から一人一人に応じた指導・支援の充実を図ります。

また、高等学校における通級指導教室の設置や特別支援教育コーディネーターの配置とともに、小中学校における通級指導教室や発達障がい教育拠点との連携を強化し、通級指導体制の構築とさらなる充実に取り組みます。

③ 医療的ケアの必要な児童生徒への支援体制の充実

学校看護師を統轄する常勤看護師の配置を推進するとともに、学校看護師や教員に対する研修を実施することにより、看護師と教員が協働した医療的ケア実施体制の充実を図ります。

④ 特別支援教育と障がいのある子どもの理解・啓発

教職員をはじめ、保護者、地域の方への広報活動や研修等を通じて、特別支援教育や障がいのある子どもの理解、啓発を図ります。

⑤ 手話教育の推進

教職員の手話技術の向上に取り組むほか、手話普及コーディネーターを配置して手話普及支援員を学校に派遣するなど、学校におけるろう者及び手話への理解が深まるよう環境整備を推進するとともに、新たに手話に関する科目の設定、手話学習教材の活用など、手話を学ぶ機会の拡大にも取り組めます。

また、大学に手話研修派遣した教員等が中心となって、教職員の手話技術の向上、専門性の深化を図ります。

⑥ 特別支援学校生徒の職場定着の推進

卒業生の職場定着を推進するため、特別支援学校に就労・定着支援員を配置し、企業、労働及び福祉等の関係機関と連携しながら、就労移行支援や就職後のフォローアップを強化します。

<指標>

指標項目	指標
特別支援学校高等部（専攻科含む）卒業生の就職率（就職希望者に対する割合）	100%
学校における手話の取組の実施率	小学校100%、中学校90%、 高校100%

5 スポーツ・文化芸術の振興

～スポーツ・文化芸術に親しむ環境づくり、「人財」育成～

① 運動遊びや体育学習、スポーツに親しむ機会の充実

幼年期から楽しく体を動かす機会を確保することで、運動（遊び）が日常的に定着し、習慣化されることを目指して、チームで順位を競い合うなど子どもたちの運動意欲を引き出し、体力向上を図るため、体育学習や放課後等に保護者や地域人材を活用した運動遊び等の運動機会の確保・充実に取り組みます。

さらに、障がいの有無に関わらず誰もがスポーツに参加でき、楽しめる環境づくりを推進します。

また、柔軟性向上のエクササイズの普及や、体育担当教員向けの研修会等を通じて、発達段階に応じた授業の改善や指導力向上を図ります。

② 運動部活動の充実

「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、運動部活動が地域、学校、競技種目等に応じて多様な形で最適に実施されるよう、適切な休養日等の設定や複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する合同部活動等の取組を推進します。

また、高等学校及び中学校の運動部活動への専門的指導者（運動部活動外部指導者）の派遣による部活動指導体制の充実を進めるとともに、指導者向け研修会等を通じた、効率的・効果的な練習方法の工夫や、競技団体等との連携等を図ります。

さらに、令和5年度から段階的に中学校における休日の部活動を地域へ移行するため、モデル校による地域移行に係る実践研究の実施や、地域移行に向けた検討を行います。

併せて、部活動における生徒引率の一層の安全を確保するため、貸切バスの利用を促進します。

③ トップアスリートの育成

東京2020オリンピック・パラリンピック開催等に向けて、ジュニア期からの一貫指導体制の一層の充実やタレント発掘及び選手強化、トップアスリートと子どもたちが触れ合う機会の創出に取り組むなど、世界や全国で活躍する選手を育成するとともに、国内外トップチームのキャンプ招致などに取り組みます。

併せて、競技指導体制の充実を図るため、選手の指導にあたっている優秀な指導者について、選手指導等に専念できる体制を整えます。

④ 文化芸術活動の振興

高等学校の文化部活動の充実、本物の舞台・上質な演劇公演に触れる機会の提供、演劇表現ワークショップの開催など、子どもたちの創造性を育む取組を進めます。

また、特別支援学校の独自性を活かした文化芸術活動を推進するとともに、学校の文化芸術活動向上のための研修や健常者と障がいのある人との交流及び共同学習に取り組みます。

併せて、「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、実施形態や活動時間の設定等を工夫しながら、持続可能な文化部活動の構築を目指します。

⑤ 県立美術館の整備推進

鳥取県立美術館をPFI手法により着実に整備及び開館準備業務を進めるとともに、次代を担う子どもたちの創造性等を育むための「美術を通じた学び」を支援する「美術ラーニングセンター（仮称）」機能の具体化に向け、小学校等の美術展への招待や、対話型鑑賞充実のためのファシリテーター養成などに取り組むとともに、美術館建設のフィールドを活かした建築人材の育成を支援します。

また、整備運営にあたり、県民や地域との連携・参画をしっかりと図るとともに、県内の美術館等との相互ネットワークを構築・活用し、県立美術館の魅力を県全域に享受できる環境づくりに取り組みます。

<指標>

指標項目	指標
鳥取県体力・運動能力調査結果の総合判定(A～Eの5段階)のA又はBの割合	小学校男子 42% 小学校女子 48% 中学校男子 38% 中学校女子 66%
全国体力・運動能力調査の長座体前屈の偏差値	小学校男子50.0、小学校女子50.0 中学校男子50.0、中学校女子50.0
小学校において、体育の授業を除く1日の運動時間が1時間以上の児童の割合	小学校男子70% 小学校女子50%
文化・芸術、スポーツ等の分野で、全国で活躍する児童・生徒数(全国3位以上)	80人